

奈良県告示第五百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 野口平田線
- 三 道路の区域

2 0 9			番号	路線
明日香村大字川原 一一二番一先から 明日香村大字野口 二九二番先まで		明日香村大字川原 一六〇番六先から 明日香村大字野口 二九二番先まで	区 間	
後	前		区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル
B	B	A		
一五・五 、 六四・三	一五・五 、 六四・三	二・九 、 七・四	延長 メートル	備考
三六五・〇	三六五・〇	二八四・〇		